

令和5年 12月 7日

東京都知事 小池 百合子 殿

一般社団法人
東京都下水道工事専門業者協会
会 長 國松 雅

要望書

平素より当協会の運営にあたりましては、格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、1970年3月の設立以来、長期にわたり下水道工事並びに作業の専門業者として、技術の開発、技能の研鑽に努め、下水道局の実施する都民サービスの維持向上に寄与するべく活動を続けてまいりました。2009年には一般社団法人化し、都民の下水道事業へのご理解とご協力を得るため、下水道局との協力体制のもと、下水道事業PRへの様々な取組を積極的に行っております。

具体的には、工事・作業現場近隣住民への「PR紙裏面活用」、専門業者ならではの視点で現場を撮影した写真掲載の「カレンダー配布」、下水道展他「イベントへの協力」を長年に渡り行ってきました。また下水道の役割、大切さと工事・作業の必要性、重要性を伝える小学校等への「出前授業」も継続して開催してまいりました。今後も、引き続き下水道のPR活動を行っていく所存です。

一方、都民に対する責務である下水道事業の誠実な遂行と品質確保を命題に、こうした不断の活動を維持充実させる為には、中小事業者の抱える諸課題、特に現状の技術者・労働者の不足、働き方改革への対応等、経営を脅かす深刻な状況の改善を図らなければなりません。

つきましては、協会員一同、さらなる経営努力を重ねることは当然のことではありますが、引き続き良好な都民サービスの提供が継続できますよう、別紙事項につきまして、特段のご高配を頂きますようお願い申し上げます。

1 下水道維持管理に係る予算及び発注量の確保について

下水道は都民の快適な生活を支える重要な都市インフラであり、下水道施設に不具合が発生した場合には、都民が大きな不利益を被ることになるため、下水道施設の維持管理は必要不可欠です。

一方、円安・原油高による材料費の大幅高騰のなか、組合員からは来年度の工事量に対する不安の声も多数上がっております。引き続き、維持管理に係る予算および発注量を確保していただきますようお願いいたします。

2 現場事務作業の効率化・電子化の推進について

昨今の建設業における人手不足・担い手不足は解消されず、現場担当者の業務負担は増すばかりです。東京都におかれましてもハンコレスや書類削減・簡素化を進めて頂いているところではございますが、働き方改革の推進や作業の効率化、簡略化を実現進めるためのデジタル化は必須と思われ、「工事情報共有システム」の積極的な活用や打合せ等のメール等活用、またそれに伴い更なる提出書類の削減・簡素化の取組を推進していただくよう要望します。

3 持続可能な建設業の働き方改革について

2024 年 4 月より、罰則付き時間外労働の上限規制が中小建設業にも適用されます。私どもが施工する大都市東京の路上工事である下水道工事においては、常設の作業帯設置が困難であることから、作業労働時間に大きく影響を及ぼす恐れがあり、長時間労働の解消には企業努力の範疇を大きく超えるものと懸念されております。

工事積算時における施工代価の標準時間や日当たり施工量の見直し、酷暑日の施工に関する補正等、都内下水道工事専門業者の持続可能性を高めるため、改正労働基準法に沿った設計単価の見直しを推進していただきますよう要望します。

以上

令和 6 年度
保育関係予算要望書

令和 5 年 12 月 7 日

一般社団法人
東京都民間保育園協会

令和 5 年 12 月 7 日

東京都知事
小 池 百 合 子 様

一般社団法人 東京都民間保育園協会
会 長 宮 崎 豊 彦

令和 6 年度に向けた保育関係予算要望について

東京都の保育施策の展開につきましては、かねてから種々ご尽力頂き厚く御礼申し上げます。

少子化の影響が東京都にも出始めており、各年齢層での定員割れの現象も顕著になっております。そのような状況において東京都におかれましては018サポートや多様な他者との関わりの機会創出事業等、国に先駆けて施策を打ち出していることに感謝申し上げます。

東京都における保育の質向上のため、以下のように令和 6 年度に向けた要望事項を取りまとめましたので、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 6 年度 東京都保育関係予算要望項目一覧

1. 『不適切保育』の一因としてあげられる保育従事者が抱える問題を改善するために、保育従事者のライフワークバランスの実現に向けてのサポート及び多様な職種の保育従事者の増配置への補助や職員研修への補助など、新たな補助制度の新設をお願いいたします。
2. 保育人材確保と定着のため、宿舍借り上げ補助事業の継続的な実施をお願いいたします。
3. ICT 機器の継続的予算措置及び事務量増加にともなう正規職員の配置加算と事務業務の簡素化をお願いいたします。
4. 少子化と人口減少の影響による定員割れ対策をお願いいたします。

令和 6 年度 東京都保育関係予算 要望内容

1. 『不適切保育』の一因としてあげられる保育従事者が抱える問題を改善するために、保育従事者のライフワークバランスの実現に向けてのサポート及び多様な職種の保育従事者の増配置への補助や職員研修への補助など、新たな補助制度の新設をお願いいたします。

昨今、問題になっております不適切保育ですが、保育の質を向上していくためにも、保育従事者が、一人ひとりの子どもと向き合える時間や気持ちの余裕をもつことや、学びの機会が与えられる労働環境の改善が必要です。保育従事者不足が問題となっている現在、人材の確保と定着に加えて就労環境の改善は重要な課題となっております。しかしながら、医療ケア児の受け入れや、特別な支援が必要な児童の受け入れなど、専門的な個々に合わせた保育の対応に加え、関わりが難しくなっている保護者への対応等、業務内容は多岐にわたっております。子どもたちが安心して過ごせる環境づくり及び保育現場で働く職員のライフワークバランスの実現のためにも、多様な職種の保育従事者の増配置への補助や人材育成を推進していくための職員研修への補助など、新たな補助制度の新設をお願いいたします。

2. 保育人材確保と定着のため、宿舍借り上げ補助事業の継続的な実施をお願いいたします。

待機児童が減少傾向にある中ですが、保育士不足については未だ各園にとって尽きせぬ悩みの種となっております。現在、実施していただいている保育従事者職員宿舍借り上げ補助事業についても、当協会の調査によると「この制度が廃止された場合、採用困難や途中退職につながる可能性が高くなる」という声が多く聞かれました。保育人材の確保、定着のために、宿舍借り上げ制度については、時限的なものではなく、継続的な実施をお願いいたします。また、宿舍借り上げ補助を受けられる条件が、各区市町村に拠って差異があるため、平等に補助が受けられるような措置をお願いいたします。

3. ICT 機器の継続的予算措置及び事務量増加にともなう正規職員の配置加算と事務業務の簡素化をお願いいたします。

国の施策として、不適切保育事案を踏まえた今後の対策の中にもあるように、虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減に資するよう、運用上の見直しが検討されています。業務省力化に欠かせない ICT 化について、東京都及び国の補助により、進みつつありますが、まだ十分とは言えない状況です。一般企業等では 1 人 1 台の PC は当たり前となっておりますが、保育所においては PC 及びタブレット端末の数は十分ではなく、その利用のための順番待ちや残業も発生しております。本来、保育士の勤務時間は子どもを保育することが制度上の前提となっており、保育記録等の書類作成についてはその時間を確保されていないことも事務負担増の要因となっています。そして、ICT 機器導入に関しては補助が受けられるものの、維持の為のランニングコストや、メンテナンス、改修費用及びアウトソーシング費用については補助がありません。負担軽減を実施するためにも、保育現場にとって ICT 機器を常に最新の状態にして活用できるよう予算

措置をお願いいたします。

また、多様な保育サービスの提供や保護者へのきめ細やかな対応等、昨今の保育施設長は多種多様な業務を行っております。様々な認可申請や記録・保存書類の作成、会計処理・財務諸表電子開示システムへの対応、更に小規模法人では法人事務も担うなど事務処理が明らかに増加傾向にあります。そのため、施設長と非常勤の事務職員だけではとてもまかなえず、専任の事務職員が不可欠な状況となっております。そして、各施設で負担する会計業務などの外部委託にかかる費用についても、看過できないものとなっております。つきましては、専任の事務職員を正規の常勤職員として配置できる加算や、会計業務を専門家に委託できる補助をはじめ、事務量の簡素化を切をお願いいたします。

4. 少子化と人口減少の影響による定員割れ対策をお願いいたします。

全国的に少子化・人口減少社会が進んでいく中、保育施設の定員割れが深刻化しております。各保育施設は行政指導により、4月における認可定員通りの職員配置が求められており、実施しています。子どもが1才になってからの復帰を望む保護者にとって、空いていれば、年度途中でも入りやすくなっていることはとても良いことですが、定員が充足されていないことによって、その分の人件費が施設財政を圧迫しております。定員が充足されていなくても、人件費の見通しが持てるように、人手を確保している施設に対して、東京都において人材確保のために、定員割れ対策として未就園児の預かり加算など、サービス推進費の新たな加算項目の新設をお願いいたします。

以 上

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度
東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都渋谷区広尾 5－7－1

東京都生活衛生同業組合連合会

会 長 鈴 木 章 夫

目 次

	(頁)
要望書 1 東京都生活衛生同業組合連合会	1
要望書 2 東京都鮪商生活衛生同業組合	7
要望書 3 東京都社交飲食業生活衛生同業組合	10
要望書 4 東京都飲食業生活衛生同業組合	12
要望書 5 東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	15
要望書 6 東京都氷雪販売業生活衛生同業組合	17
要望書 7 東京都理容生活衛生同業組合	19
要望書 8 東京都美容生活衛生同業組合	22
要望書 9 東京都興行生活衛生同業組合	28
要望書 10 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	31
要望書 11 (公財) 東京都生活衛生営業指導センター	37

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都渋谷区広尾 5－7－1

東京都生活衛生同業組合連合会

会 長 鈴木 章 夫

東京都生活衛生同業組合連合会

傘 下 団 体

東京都鮪商生活衛生同業組合	理 事 長	浅 野 哲 哉
東京都麺類生活衛生同業組合	理 事 長	田 中 秀 樹
東京都中華料理生活衛生同業組合	理 事 長	山 本 富司安
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	理 事 長	原 口 悟 郎
東京都料理生活衛生同業組合	理 事 長	三 田 芳 裕
東京都飲食業生活衛生同業組合	理 事 長	掘 込 一 之
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	理 事 長	本 間 修
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	理 事 長	鈴 木 章 夫
東京都食肉生活衛生同業組合	理 事 長	宮 本 重 樹
東京都氷雪販売業生活衛生同業組合	理 事 長	福 島 美 男
東京都理容生活衛生同業組合	理 事 長	稲 葉 孝 博
東京都美容生活衛生同業組合	理 事 長	金 内 光 信
東京都興行生活衛生同業組合	理 事 長	菅 野 信 三
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	理 事 長	工 藤 哲 夫
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	理 事 長	佐 藤 明 弘
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	石 田 眞
東京都クリーニング生活衛生同業組合	理 事 長	森 鉄 雄

要望の趣旨

私ども、生活衛生関係営業（生衛業）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、１７業種においてそれぞれ東京都生活衛生同業組合を設立しており、東京都生活衛生同業組合連合会（東生連）を組織しております。

生衛業は、地域住民の日常生活に不可欠で、かつ利用者・消費者にとって安全で衛生的、良質なサービスや商品の提供に努めることにより、都民の生活を支えるとともに、地域社会の中で街づくりなど多方面にわたって貢献しているところです。

新型コロナウイルス感染症は、長期に渡って経済社会活動に多大な影響を及ぼし、いまだコロナ前の状況にまでの回復には至っていません。さらに、ウクライナ情勢等によるエネルギー市場、原材料の価格高騰により、とりわけ、小規模事業所が多数を占めている生衛業は深刻な打撃を被っており、厳しい経営を強いられ営業継続への危機感が一層増大している現状にあります。

東京都におかれましては、豊かな都民生活を支えている生衛業界にとって、衛生水準確保のための経営の安定・振興は、特に重要であることをご賢察いただき、格別のご配慮を賜りますよう１７の生活衛生同業組合の総意として要望いたします。

要 望 事 項

- 1 生活衛生同業組合(生衛組合)への加入を促進するため、保健所における営業許可申請時等様々な機会をとらえ、新規営業者をはじめとする生衛組合未加入の事業者に対し生衛組合に関する情報提供を積極的に行うなど、生衛組合との連携協力について一層の推進を要望します。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条に基づく生衛組合は、振興計画を策定し、生活衛生業(生衛業)の諸課題に対応した振興指針を示すとともに、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を果たしており、生衛業の衛生水準の確保に大きく寄与しております。

特に、生衛組合に加入する組合員は、新型コロナウイルス感染拡大に際しては、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに従い適切に事業を行うなど、都民に安全・安心な飲食やサービスを提供するための衛生管理に最大限の努力をしてまいりました。

さらに、会員へHACCPをはじめとする衛生管理の具体的な方法に関する情報提供等を通じて、衛生推進の高度化へも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、近年、生衛組合に加入しない生衛業者が増加しており、組合員も年々減少しています。このような傾向が続けば、これまで衛生施設の改善向上や経営の健全化、行政情報や食中毒等の衛生情報等について、組合員への周知等を通じて都内の公衆衛生の向上を図る役割を担っている生衛組合の存続が危ぶまれ、ひいては生衛業界全体における衛生水準の維持向上等においても憂慮される事態となります。

生衛組合の衛生水準確保等に関する役割・意義、活動等にご理解をいただき、生衛組合への加入を促進するため、保健所における営業許可等の各種申請等の様々な機会をとらえ、新規営業者をはじめとする生衛組合未加入の事業者に対し、加入のメリットをはじめ生衛組合に関する情報提供を積極的に行う等、生衛組合との連携協力を一層推進していただくようお願いいたします。

要 望 事 項

2 新型コロナウイルス感染症による社会経済への負の影響が続いていることに加え、ウクライナ情勢等に伴うエネルギー市場、原材料の価格高騰等により経営状況がひっ迫している生活衛生業に対して、適時適切な支援策を実施されることを要望します。

（１） コロナ禍により大打撃を受けた生衛業者への支援キャンペーンの実施について

コロナ禍における時短営業や入店者数の抑制、さらにインバウンドの入国規制等によって飲食業や宿泊業を中心に生活衛生業は大打撃を受けました。

本年５月の新型コロナウイルス感染症の類型変更により、感染拡大防止を目的とした義務的な規制がなくなり、インバウンドの入国規制も緩和されたことにより生活衛生業として、これまでの厳しい経営環境を脱し、来客数や売上の増加による早期の経営改善が期待されています。

東京都では、都内観光促進事業（もっと Tokyo、ただいま東京プラス）を１月１０日から６月３０日まで実施しましたが、こうした東京の多彩な食やサービスの利用促進に資する事業を継続実施することを含め、生衛業者再建キャンペーンや業種別商品券助成など支援事業を拡大展開されるよう要望します。

（２） エネルギー市場、原材料の価格高騰等に伴う様々な影響に対する助成金支給等の支援について

ウクライナ情勢等に伴うエネルギー市場の価格高騰等により、ガソリン、重油等の燃料や石油関連製品にとどまらず、電気・ガス料金、さらには人件費や輸送コスト増等による原材料などが値上がりし、今後もさらなる価格高騰が見込まれています。

生活衛生業の全業種にとって、この価格高騰は、様々な費用負担につながり営業利益の確保が厳しくなり、経営を圧迫しています。

つきましては、エネルギー市場、原材料等の価格高騰の影響に対する助成金、支援金等の制度の構築、生活衛生業の店舗、施設等の光熱水道経費の高騰の影響を極力抑制して営業できるような省エネ効果のある機器・設備の設置に対する助成制度の構築を要望します。

要 望 事 項

- （３）借入金の負担が重くなっている生衛業者のため、返済期間の延長、利率の低減等が講じられるよう融資の関係部署への働きかけについて

コロナ禍の経営環境激変により、飲食業及びサービス業は、事業存続のため協力金等支援金のみでは賄いきれず、借入に依存せざるを得ない状況が続きました。さらに、光熱費や原材料費の高騰により現時点においても経営状況の好転が見込めず、借入金の負担が重くのしかかり、返済の目処に苦慮している実態もあります。

事業が継続できるよう、借入を行っている生衛業者に対し、借入返済の猶予期間の最大限の延長、更なる利率の低減、利子補給の実施等が講じられるよう融資の関係部署への働きかけを要望します。

３ 東京都受動喫煙防止条例に係る喫煙室の補助金の継続について要望します。

長期に及んだ新型コロナウイルス感染拡大、また様々な価格高騰に伴い、飲食店等の経営状況は厳しくなる一方で、喫煙室を作るための資金繰りが厳しくなり再検討せざるを得ない店舗があります。

また、小規模の店舗では十分なスペースを確保できず、投資コストも莫大なものとなるため、店内を禁煙にするか、喫煙室を作るかを悩んでいる店舗も未だ見受けられます。

以上の理由から、今後も生活環境整備のための補助金制度として継続していただきますようお願いいたします。併せて、申請要件の緩和や手続きを簡易にしていだけるようお願いいたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都江東区豊洲 6－5－1

豊洲市場 6 街区

東京都鮎商生活衛生同業組合

理事長 浅 野 哲 哉

要 望 事 項

1 中央卸売市場の臨時休業日と3連休の撤廃を要望します。
--

東京都中央卸売市場の休業日は、条例上、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、及び年末年始を原則とした上で、開場日に臨時に休業することができるとされております。

現在、月によって4週6休又は、4週8休の休業日となっています。

しかしながら、このような臨時休市により、休市前後は、食材が高値取引となり、休市日に営業の際には、お客様から鮮度の落ちた食材を出したかのようにいわれ、大変困惑しております。

この他、お盆と年末年始に3連休をしますが、3連休の際は食材の仕入先を新たに探すなど、仕入れに大変苦労しています。

このため、臨時市場休業日と3連休を撤廃されるよう要望いたします。

また、どうしても休市や3連休が必要な場合には、セリを行わなくとも、仲卸店舗が半分交替で営業する形を要望します。

要 望 事 項

2 豊洲市場 6 街区に自由に止められる駐車場の設置を要望します。

豊洲市場の 6 街区の駐車場は 6 街区協議会という団体が管理運営を行い、6 街区協議会のメンバーは、東京魚市場卸協同組合、東京魚市場買参協同組合、東京魚商業協同組合、築地市場関連事業者等協議会、買荷保管企業組合、潮待茶屋企業組合、東京都中央卸売市場輸送協力会、東京都中央卸売市場環境整備協会、当組合は 6 街区協議会のメンバーにはなっていません。

駐車場を有料（毎月 1 万円以上）で契約をしていない買出人（当組合の組合員）は、6 街区 3 階のコインパーキングを利用するしかなく、そのコインパーキングは、駐車できる台数も少なく使用料も高額です。

築地市場とは違い、主要駅からのバス便が少なく、地下鉄も無く、交通アクセスが非常に悪いため、基本的にはバイク、自動車での来場しかないことから、お客として買出しに行って高額な駐車料金を取ることやコインパーキングに駐車できる台数が少ないことに対して、かなりの不満が噴出しております。この状態が続くと、豊洲市場での買出しを止めたり、買出しに行っても駐車料の関係から短時間で済ませるようになり、仲卸店や他の食材店の売上の減少も起こります。

これらを改善するため、豊洲市場 6 街区に買出人であれば、最低 100 台以上は無料で自動車を駐車できるスペースとバイク、自転車が多く止められる駐車場も作って頂くことを強く要望します。

3 出前車両の駐車禁止違反での取締りの廃止

配達中に「出前中」と掲示して停車している出前車両を駐車禁止で取り締まる行為はやめて頂きたい。

また、自分の店の前の歩道に出前用バイクを止めただけで駐車禁止違反にされた店もあり、以前では考えられなかった事で、このような行為はやめて頂きたい。

東京都都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都新宿区西新宿 7－10－12

KKDビル502

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

理事長 原 口 悟 郎

要 望 事 項

1 社交飲食等営業を少なくとも午前2時まで許可戴けるよう要望いたします。

今般、感染防止対策を東京都が認証した店舗については利用者の滞在時間、人数制限の協力依頼はせず、感染症対策に配慮した上での営業が求められることとなりました。風営法適用対象店舗におきましては、営業時間は原則午前0時以降の条例で定める時まで風俗営業を営むことを認めるとされております。昨今の海外からの訪問者、いわゆるインバウンド対応も踏まえ、前記の制限時間では、お客様の来店が重なり、いわゆる3密状態とならざるをえない事態となっております。従いまして、営業時間を延長し、お客様のご来店を平準化することが重要であります。そこで現在、長崎県の風俗営業時間延長許容地域では深夜2時までの風俗営業が許可されており、この東京でも少なくとも午前2時までの許可として戴けるよう強く要望いたします。

2 ネズミ等害獣の駆除を公的機関により実施して頂きたい要望いたします。

ネズミ等害獣につきまして昨今、繁華街を中心として、通行する人々に関わらず出没し、界限に脅威をもたらしております。店舗内等、私的空間に位置する場所等は民間で対処すべきで、害獣駆除を目的とする公的補助金のある自治体もありますが、補助金が有効に働いているとは思えません。ここにいたりましてその駆除、方法につきましては早急に公的機関にて包括的措置をとるよう強く、要望いたします。

3 都内を中心とした公共交通機関の終日営業を要望いたします。

我東京での、深夜における業務の多様化、24時間営業における労働時間のフレキシブル化等々、東京は不眠・不休で活動しており、経済的にも世界の中心、拠点都市としてハブ的な役割をになっております。一方、欧米各国の主要都市での公共交通機関は終日運転体制を行って利用者層の利便性を高めております。各種の世界大会等開催に鑑み、東京ではインバウンド等、外国人旅行者からの要望も多く、社会的経済性を重視して、各公共交通機関の終夜運行を要望いたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都中央区築地 2－7－1 2

1 5 山京ビル 5 0 1

東京都飲食業生活衛生同業組合

理事長 堀 込 一 之

要 望 事 項

東京都受動喫煙防止条例に関する次の対応について要望します。

1 飲食店の受動喫煙防止対策に関する助成金の継続

東京都受動喫煙防止条例の施行から３年が経過し、東京都飲食業生活衛生組合でも外食産業での「望まない受動喫煙」の防止に対し、法令の周知徹底と分煙対策などの取り組みを行って参りました。新型コロナの５類移行によって、国内及び外国人観光客が増大し、外食産業における「望まない受動喫煙」対策は依然として、必要性が高いものと考えております。

しかしながら、飲食事業者の経営状況はコロナによる経営環境の悪化並びに人手不足の状況があり、飲食店内への喫煙室を設置するために必要な資金を捻出することが困難な事業者が多数存在する状況です。つきましては、引き続き飲食店の喫煙室設置に関する助成金については継続して頂くことを要望いたします。

2 自治体による公衆喫煙所の整備や東京都民間向け公衆喫煙所補助制度の創設

東京都区市町村の多くの自治体では路上喫煙禁止条例が制定されており、自由に喫煙ができる環境ではないので、自治体における公衆喫煙所の整備がより広範に設置されるよう積極的に働きかけを要望いたします。

また、ビルのテナントに入居している店舗も多く存在するため、ビルオーナーが公衆喫煙所を整備する際の助成制度をより一層拡大していただくことを要望します。現在、23区のうち一部の区ではこのような助成制度がありますが、都内でも財政状況の厳しい他自治体でもこの方式の助成制度を始められるように東京都の補助事業として創設していただくことを要望いたします。

要 望 事 項
3 調査の継続 東京都では経年で「受動喫煙に関する都民の意識調査」及び「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」を行っていただいているところですが、新型コロナの影響の長期化により実態把握が困難な状態が続いておりました。しかしながら今般5類に移行されたことにより、消費者の行動がコロナ以前の状態に戻りつつあります。まさに飲食業界においても、今から平常時の状態として動き始めることから、受動喫煙防止対策における正確な実態を把握していくために、引き続き両調査を実施していただくことを要望いたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都台東区下谷 2－1－10

伊尾ビル

東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合

理事長 鈴木 章 夫

要 望 事 項

1 築地場外市場に隣接する築地市場跡地に集荷、配送市場機能を備えた施設をつくる事を要望します。

現在、中央卸売市場が豊洲へ移転後も変わらず都内全域の飲食に関わる全ての業界の受発送を築地場外場と連携しお互いの商品を集荷し運送便にて一括して納品していますが、築地場外には集荷、配送場が無い為に現在、東京都から跡地の一部を借りています。今後跡地が開発されて参りますが、場外市場に隣接する地域は地下鉄新線や高速晴海線の通る高さ制限地域になる為に大規模な建築が出来ません。今後益々飲食業界の需要が増えて参りますので今後も市場機能を果たす為の低層の施設と駐車場を造って頂くよう要望します。

2 銀座から乗り入れる臨海地域地下鉄新線の早期の実現を要望します。

現在、都心の臨海部では様々なスポーツ施設、商業施設も開設され、今後も整備が進み多くの人々が楽しめる賑わいのある街になって参りますが、一方で大規模なマンション建築による急激な住民の増加と交通の便が悪い為に、在住・在勤者は大変な不便を強いられているのが現状です。現在、国土交通省交通政策審議会に於いて都心部、臨海地域地下鉄構想として位置づけられ計画されていますが早期の実現を求められています。

将来は、この地下鉄とつくばエクスプレスやりんかい線との相互乗り入れの計画もありサービス業、飲食業における東生連の要望でありますので是非とも早急に実現出来る様是非ともお力添えを頂きたく要望いたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都千代田区外神田 3－1 0－1 0

白銀会館 5 F

東京都氷雪販売業生活衛生同業組合

理事長 福 島 美 男

団体名 東京都氷雪販売業生活衛生同業組合

要 望 事 項

電力高騰に関連する施策、設備投資に関する助成及びコロナ関連融資の返済に苦慮する事業者の資金繰りを支援する施策を要望します。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の類型が 5 類となり、経済活動の本格的な再開が期待できる環境下にあるものの、長期化するロシアによるウクライナ軍事侵攻に伴うエネルギー市場の高騰や、円安による物価上昇、コロナ関連融資の返済など氷雪販売業者の経営環境は、いまだ厳しい状況にあります。

特に電力高騰を起因とする製氷メーカーの値上げが相次ぎ、ロシアによるウクライナ軍事侵攻の着地点が見えない中、今後更なる負担増となることが懸念される状況です。

電力高騰によるコスト増は、氷雪販売業のみならず、他の生衛業にも悪影響を及ぼすものであるので、電力に関する東京都の適切な施策や、設備投資に関する助成を喫緊の課題として要望いたします。

また、売上回復がままならない中、コロナ関連融資の返済に直面している事業者も多く大変苦慮しています。そのような事業者の借り換えや、借入期間の延長等の資金繰りを支援する施策を実施していただくよう要望いたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都新宿区下落合 4 － 2 6 － 7

東京理容会館

東京都理容生活衛生同業組合

理事長 稲 葉 孝 博

要 望 事 項
1 都民の安心・安全を守るため、訪問理容に関して引き続きのリーフレットやホームページなどの充実とともに組合サロンの積極的な活用を要望します。 ご存じの通り訪問理容に関しても店舗を開設していない業者がサービスを行っている例（移動理容車による当該保健所の許可区域を越えた訪問理容業者等）が多々見受けられます。都道府県等の監視対象となっている理容所を持たない事業者の訪問理容を認めることについては、衛生水準の確保による防止等の目的が達成できない危険性が増すのではないのでしょうか。引き続き国に対して規定整備の必要である旨を提案要求するとともに各保健所との情報共有の下、一定の衛生措置が法律上も担保されている理容所との差別化を図っていただきたい。 本組合においては平成 28 年 3 月 24 日付けで「出張理容・美容の対象について」の厚生労働省課長通知が発出され、訪問理容のサービス対象者が拡大する中、各自治体と連携し養成され 31 支部 41 区市町村で既に活動している「TOKYO ケア理容師」制度の更なる充実に努めております。東京都におかれましても「訪問理容に関する衛生管理マニュアル」を完備してある本組合と連携いただき、訪問理容の充実に向けてご対応されるよう要望します。 なお、平成 25 年 12 月 25 日、厚生労働省より「出張理美容に関する衛生管理の徹底について」の通知が発出され、①出張理容を行う場所の確保と洗髪設備等にも十分配慮すること、②出張理容は理容店開設者が行うことがふさわしいことから、事業者選定にあたり十分配慮すること、が各市区町村及び福祉施設側に周知が図られたところであり、東京都としても、都民の安心・安全を守る観点から、これまで以上にリーフレットやホームページに加え SNS など通じて衛生管理の徹底とともに出張理容を行う実施主体は理容所開設者とすることを要望します。 特に都内各福祉施設における事業者選定につきましても、事業主体として相応しい本生衛組合並び組合員店をご活用いただき、要介護高齢者等に安心良質なサービスが提供されるようご指導下さることを要望します。

要 望 事 項

- 2 都内各自治体における健康増進・認知症予防を目的とする「ふれあいカット券」などの地域生活支援事業の広域的な充実に向けた連携助成を要望します。

都内の各自治体において理美容店に来店出来ない方に訪問理容美容券を支給していただく制度が維持されており、現在、本組合としては料金改定の要望を各自治体へ行っているところであります。

また、これらに加え、例えば大田区では70歳以上の方々に『ふれあい理美容補助券』が年2枚支給され、練馬区では『高齢者いきいき健康事業』と称し高齢者事業の一環で公共施設・公衆浴場・はり灸・理容美容所等の環境衛生業に係る利用もしくは補助券を出すという制度が実施されていると伺っております。

これらの実施事業からも理容・美容はまさに高齢者に強く求められるサービスの一つであることは明らかなです。だからこそ、普段他人と会話する機会も限られ、自宅に籠もりがちになり易い高齢者に理容店、美容店に元気に来店していただき、体を動かすと共に理容師、美容師との会話を通じて、少しでも気持ちにゆとりをもっといただけるような施策や認知症予防にも繋がり、何よりも高齢者が住み慣れた地域で安心して健康に暮らしていくうえで、身近な生活衛生事業の充実は必要ではないでしょうか。

併せて、出張理美容券の対象者ではない、介護する側の方への労をねぎらう制度（家族リフレッシュ券など）を広めていくことも不可欠といえます。

つきましては、基礎的自治体による独自事業ということが大前提となることは十分に理解しておりますが、東京都においても各自治体の実情や創意工夫を吸い上げ、都内全域において地域生活支援事業が維持され、これまで以上の充実に向けて広域的な視点からこのようなサービス推進への助成を含めて都内自治体との連携を要望いたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都渋谷区代々木 1 - 5 6 - 4

美容会館

東京都美容生活衛生同業組合

理事長 金 内 光 信

要 望 事 項

1 行政による組合加入へのバックアップの要望について

美容組合への加入が年々減少し、それと比例して未加入サロンが多くなり組合員の減少が止まりません。組合へは任意加入であるが故の忸怩たる思いがありますが、組合は常に行政との連携とその強化に努力しており、特に衛生管理における様々な事業と管理には組合の協力は欠かせないものと自負しております。

しかしながら、近年、美容組合未加入の美容室が増えており、組合未加入店においては、行政からの声も届き辛く、また、衛生施設の維持や改善向上等の衛生水準の確保が厳しくなっていると思料されます。

組合は今後も国や東京都の指導の元、更なる衛生管理の強化を図り、都民の安心安全の確保につとめてまいりたいと思いますが、それには美容組合に全店舗が加入することで大きなファクターとなります。

つきましては、美容室開設窓口である保健所行政の中に、組合加入の推進強化を図る指針を出していただくよう要望します。

要 望 事 項

2 美容師法に違反する営業の防止と取締りの一層の強化について

美容サービスは消費者ニーズの多様化等により、さまざまな営業形態が生まれてきており、その中には美容師法に抵触するおそれのある事例が多数見受けられます。

美容師の資格が無い者による施術や、美容所以外の場所での違法営業（無確認営業）等による美容師法違反で検挙され、以前、マスコミでも大きく取り上げられた「まつ毛エクステンション」については、これまで保健所においては、危害の未然防止・拡大防止のため、営業者等に対して美容業務の適正な実施を確保するとともに、施術による危害防止の周知及び指導監視を図ってこられたと承知しています。また、厚生労働省健康局生活衛生課との連携による美容組合の美容師に対する啓蒙と教育等具体的な活動も相俟って功を奏し、「まつ毛エクステンション」における違法行為は減少傾向にあると思われま

す。しかしながら、美容所以外での事例としては、貸衣装業者や写真スタジオにおける美容行為及び無資格者による施術の事例、さらに育毛を目的としたヘッドスパや増毛エクステンションなどのサービスにおいて主にエステティックサロンや専門サロンにて無資格者が行っている美容行為の事例など、美容師法に違反して行われる周縁ビジネスに対する取り締まりが十分とは言えない状況と思われま

す。東京都においては、消費者ニーズの多様化に対応した新たな美容サービスにおいても、美容師の資格を持つ者が衛生設備の整った美容所で施術を適切に行うことが遵守されることで、消費者である都民の安全が確保されるよう違法営業の防止と取締りの一層の強化に取り組んでいただきたい。あわせて、美容師法遵守を広く消費者側にも知っていただく為の対策を要望します。

要 望 事 項

3 出張美容の実施に係る条例の一部改正について

美容所以外の場所で美容の業務を行なうことについては、美容師法でその対象範囲を定め出張して美容サービスを行なうことが認められておりますが、近年この対象範囲については、利用者ニーズ等を踏まえ次のとおり拡大されております。

- ・ 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの。
- ・ 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの。

この範囲拡大と高齢化に伴い当組合の出張美容の消費者ニーズも年々増加しております。当組合所属の美容師による出張美容については、保健所に登録のある美容所の美容師が行ない、また、美容賠償責任補償制度への全員加入により万一の事故にも対応できます。

しかしながら、美容所に所属のない美容師が行なう出張美容は、保健所登録もなく、衛生設備の確保や保険加入の有無も不明な美容師が行なうものとなり、消費者の安全安心が担保されておられません。

については、出張美容を行なえるのは美容所に所属のある美容師が行なうべきと考えますので、このことについて東京都の条例の一部変更を要望します。

要 望 事 項
4 貧困家庭、シングルマザー家庭、ヤングケアラーなど美容室に来店できない子供たちの美容料金無償制度の検討及び予算化要望について コロナ禍による職の不安定化、所得格差の広がりなど、子供を持つ家庭の家計は大変厳しい状況が続いています。特にシングルマザー、ダブル・トリプルワーカーといった家庭では、子供が髪を切ることが難しいといった状況が見受けられます。 容姿を整えるという行為は、外見の美しさや衛生の向上といった直接的な効能以上に、自己肯定感の向上、社会との関わりや生活規律への積極性向上といった子供の健全な成長に有益となる様々な効果を期待することができます。その一方で、首都東京の子供たちが自分の容姿を整えることを知らずに大人になっていくことを考えると、日本の美意識や文化、倫理の衰退、貧困の連鎖など、国の行く末が案じられます。 現在、高齢者や障害者を対象に美容組合の組織を活用し実施されている訪問美容サービス制度がありますが、同様に新たな福祉制度、貧困家庭、シングルマザー家庭、ヤングケアラーなどへの子育て支援の一つとして、子供の美容料金の無償制度を検討いただきますよう要望します。そして、自分だけを見てもらえる時間を持たない子供たちに、心を癒す場を届けられることを希望しています。 ○子供美容料金無償化によるメリット ・容姿を整えることにより他者を尊重する社会性を育成する。 ・感染症予防、生活衛生の向上 ・学校家庭以外で子供の立ち寄れる第3の場としての美容室 ・家族・先生以外に個と個の関係で安心できる大人（美容師）の存在があることの安心 ・定期的な美容室訪問による虐待やいじめの早期発見 ・災害など万一の場合の子供110番制度の充実 ・マイノリティなど多様な顧客を持つ美容師による子供への心理社会的な支援による健全な心の育成（ダイバーシティの獲得、自己肯定感の増進など）

○対象となる年齢

小学生高学年～高校生

○都による子供一人当たりの助成の目安

子供一人当たり美容料助成金額 1回 4,000 円 年6回利用 24,000 円

○利用料金の精算方法

都による利用券の発行と東京都美容組合による利用券回収、都への請求

5 外国人美容師育成事業に係る監理団体への助成について

一般社団法人外国人美容師監理実施機関（以下：監理機関）は、内閣府の国家戦略特区事業として東京都が実施する外国人美容師育成事業を行う団体として東京都から認可を受け、令和4年10月1日より事業が始動しました。

外国人留学生は、日本の美容学校を経て日本の国家資格である美容師免許を取得しても、日本国内の美容所での実務就労は許されませんでした。この育成事業を展開することにより、一定の要件の下、東京都内の美容所で最大5年間就労が可能となりました。この外国人美容師が育成事業を終え、帰国後に東京の美容に関する技術や文化を世界に発信する担い手になることが想定され、それにより日本の美容技術の国際的地位の向上、そして、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化や、ブランド力向上を含むクールジャパンの推進などが期待できることから、今後、この育成事業が更に拡大していくことが考えられます。

しかしながら、この育成事業を展開する監理機関の運営は、当組合の支援の下、主に育成機関からの登録費用等の実費徴収を原資に、社員はボランティアとして運営を行っているのが現状であり、コロナ禍後に想定される外国人美容師の増加への対応の為、安定的な運営費の確保が喫緊の課題となります。

つきましては、今後、東京都の育成事業としての的確に運営、発展させて行く為、東京都からの助成を切に要望します。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都港区新橋 6－8－2

全国生衛会館 6F

東京都興行生活衛生同業組合

理事長 菅 野 信 三

要 望 事 項
1 地震の安全対策として、天井脱落対策のための補助や施工した際の減免の措置を要望します。 首都直下地震の発生する確率からも、天井高のある映画館には安全・安心な天井の耐震化補強が必要となっています。落下物による危険性を回避するため、来場者を保護するためにも、耐震化の強化が求められています。コロナによる動員の減少からは、持ち直したものの、デジタル化への投資などコロナ禍といえども大きな投資は余儀なくされました。耐震化を提唱する東京都には賛同しますが、財政的にもまだ回復途上の興行場に対して、天井の耐震化強化の補助、または減免措置を要望します。中小規模の事業者だけではなく、大規模の事業者にも、命を守る安全な興行場のためにお願いするものです。
2 バリアフリーのための「字幕メガネ」の購入の助成を、令和6年も引き続き要望します。 映画業界では、バリアフリーに関して、視聴覚障害者の方が、普通に鑑賞いただける状況を提供すべく、音声ガイド或いは字幕メガネなどその設備に関しても準備を進めています。 現在、邦画作品において、視覚障害者はスマートフォンがあれば音声ガイド付きで鑑賞できるようになってきました。一方、聴覚障害者は「字幕メガネ」があれば、字幕付きで鑑賞できるようになったにもかかわらず、「字幕メガネ」が高額であり、個人で所有することは難しいため、映画館での貸し出しを要望されています。 また、洋画作品においても視聴覚障害者の方が視聴できるようにハリウッドスタジオとも交渉し、ようやく理解をもらい、制作が開始される見込みとなっています。 そこで、東京都がバリアフリー施策の全国初のモデルとなるべく、各映画館に「字幕メガネ」を配置し、聴覚障害者の方々が映画を普通に鑑賞できる環境を整えることで、バリアフリーを積極的に進めてまいりたい。

具体的には、都下映画館５０館に、２台ずつの配置で１００台の購入を希望します。エプソン社製のメガネが１台１４万円（昨年より値上げ）なので、１，４００万円の予算規模となります。（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 基本的施策１１条障害者による情報取得等に対する機器等に該当）

映画館は、全ての方が安心して楽しめる空間であることを目指し、バリアフリーに対しても積極的に取り組んでまいりますので、誠意のある回答をお願いします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都千代田区平河町 2－5－5

全国旅館会館内

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 工 藤 哲 夫

要 望 事 項

1 固定資産税の減免措置制度等の新設を要望します。

2020 年～2023 年の間コロナ感染拡大防止が国や都において最重要な課題でありました。結果として、宿泊業界は国民の公共の福祉の為に移動の自粛を要請され、国民も感染を恐れ移動を自粛した為に、開店休業状態に陥りました。各施設は、資産の売却や借入を増やして難局を乗り越えた訳ですが、各社の資産内容は大きく傷つきました。そこで、経営継続のための助成制度や固定資産税の減免措置等の対策を、国民の公共の福祉のために一番被害を受けた宿泊業界に対して、実施することを要望します。

要 望 事 項
2 外国人労働者を雇用した場合、住宅費補助を事業主に対して支払う制度の導入を要望します。 3年間のコロナが収束し、各業界の営業活動が回復しつつあります。同時に、全業種で人手不足が起こり、宿泊業界でも同様に、営業再開に大きな影響が出ています。令和5年6月9日の法務省告示等の改正により、宿泊業界にも特定技能2号が追加され、外国人材の受入れが可能になりました。 従業員の採用に重要なのは「住環境」です。東京23区内の賃貸住宅家賃は、高額で、業界の平均賃金が20万円台とすると約半分が家賃支出となり、都内での生活維持が厳しい状況になります。一方、地方の宿泊施設は、社員寮が完備されている場合や周辺の賃貸料が安く、都内で就労したくとも家賃の違いから地方の企業に労働者は向う傾向となり、結果的には都内の人材不足は解消されないこととなります。 都内で社員寮を完備する中小企業は少なく、賃貸住宅を労働者が個々に契約することになり、その負担を軽減させて地方への流出を防ぎ定着させるための補助金や支援制度の新設や検討が必要です。 既に今年度から、東京都産業労働局雇用就業部の主管する制度に「ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業」があり、第3回エントリー受付の案内がLINEで配信されていますが、基本的な制度の趣旨は今回の要望とは異なる制度と考えます。 また、約81万戸の空き家の有効活用を促進するための「東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業」の仕組みについても、住宅確保要配慮者の範囲に特定技能外国人は入っていません。 今の課題解決から将来に向けた安定した人材確保の道筋を付けるためにも、事業者から従業員に直接支給出来る、分かり易く使い易い補助金制度の新設や検討を要望します。

要 望 事 項

3 宿泊税の税額を実勢に合った額に改定し観光の振興を図る施策に要する費用の安定化と宿泊者からの徴収徹底策の検討を要望します。

宿泊税は、都内の旅館・ホテル宿泊者に課税される法定外目的税で平成 14 年 10 月から実施され、その税収は、国際都市東京の魅力を高めると共に、観光の振興を図る施策に充当され、観光産業発展の為に貢献して来た税金と言えます。よって、今後も観光振興に使用を特化した目的税として継続することを望みます。

昨今、インバウンドの増加と円安並びに海外のインフレ効果が相乗し、都内を中心に宿泊単価が上昇傾向にあります。この税が開始された当時の都内のビジネスホテルのシングルの宿泊料金は一人 1 万円以下でしたが、現在は一人 1.5～2 万円の水準にあります。更に、ニューヨーク、パリ、ロンドンなどの世界の主要都市の宿泊料金は、日本のホテルの 3 倍以上とされていますので、日本を代表する 3 大ホテルの一人当たりの平均単価が低価格時期で 5 万円とすると、上記海外の主要都市のホテルの一人の平均単価が 15 万円となります。日本でも、インバウンドを専門に扱っているホテルでは、一人 5 万円を超える所も多く今後インフレが推移すると更にホテルの価格上昇が予想されます。

仮に宿泊税を見直すならば、「誰から何の目的で税金を取るのか」、という原理原則を考え直す必要があると思います。一人 2 万円以下の宿泊料金は、一般のビジネス客であり一般の旅行者であります。今後は更に宿泊料金の高額なホテルが出現し、それを求めるインバウンドも増えると想定されます。であるとするならば、従来の基準で考えると、一人 3 万円以上の客室利用者が宿泊税の対象だと思います。更に、発想を変え、一人 10 万円それ以上の高額宿泊者からそれなりの割合で徴収するという考えもあると思います。

但し、約 3 年間のコロナ禍で宿泊業界は大きな損害を被り、その影響の終焉が未だ見通せない現状で制度の急激な改定は、施設側に変更の負担を強いることに繋がり、また回復基調にある旅行者にとっても受入難いものとなることを考慮頂きたい。

並行して、宿泊税の税収額と用途を開示し、目的である観光振興策の用途を明示する事も必要です。例えば「江戸城再建」等の思い切った観光資源や新名所を創造する等、将来の東京の観光資源の開発に資する施策の検討が必要だと思います。

また、OTA で宿泊プラン照会すると、「税込（消費税）」・「別市税」・「無表示」とまちまちで、明確に「東京都には宿泊者が負担する税金が有る」と認識できない状態です。表示が明確とは言えないため宿泊者が支払わない場合も想定され、その場合は事業者が宿泊税分を負担する事にも繋がります。東京都から各エージェント（海外も含む）に対して、「東京都宿泊税別途」を宿泊料金欄に表示させる等の表示の一元化の指導を要望します。

要 望 事 項

4 「家主不在型民泊」の規制強化を要望します。

3年にわたるコロナが収束し、念願のインバウンドが復活し始め、国や都の観光政策の上でも、観光・宿泊業界においても、この傾向が順調に継続して行く事を望むばかりであります。しかしながら、その流れの中での不安要素として、過去に起きた「オーバーツーリズム」の問題が有ります。また、主要駅近辺や繁華街での路上喫煙が横行し、それに対する取締り指導員が配置されていない場合もあり、その地域の住民と旅行者が共存すれば起きませんが、流れが違ってくると摩擦を生じます。

以前の旅館業法の改定によって民泊が認可されましたが、管理する家主がいない「家主不在型民泊」はゴミの出し方や騒音の問題など、大きな社会問題となった事例が多々見受けられ、現在でも区の管理が不十分な所には継続問題として挙がっています。

今後のインバウンドの流れを止めない為にも、東京都として「家主不在型民泊」の規制を要望致します。

5 東京の魅力を広く内外に発信するため、「TOKYO旅館ブランド構築・発信事業」の継続と、インバウンド誘客のための「東京シティプロモーション」の積極的な展開を要望します。

当組合が推進する東京の宿泊施設の魅力をブランドとして発信する取組や、旅館を地域のネットワークの核として、地域の商店・飲食店・観光協会等と連携し付加価値を高めることへの支援制度である「TOKYO旅館ブランド構築・発信事業」の継続を要望します。併せて、東京都が主体的に誘客のため、全世界に向けて「東京が安心・安全な観光地で世界のビジネス集積地」であることを最大限に発信し、東京への実効性のある誘客促進策の継続実施を要望します。また、継続実施と共に、この制度の利用の仕方も再考が必要だと思ひます。

要 望 事 項
6 都民の誰もが安心・安全に暮らせる街並みを実現するために、都内全域の無電柱化を積極的に推進するよう要望します。 これまでに無電柱化推進についての要望を複数回行っており、都からは今後の計画等の回答を頂いています。都の認識にもある通り、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」を3つの目的とし地中化に取り組んでいます。しかし、都内に有る電柱は約70万本（令和元年度末）となり地中化率は向上しているものの、都全体の道路の約90%を占める区市町村道の無電柱化が大きな課題となっています。 2040年代に向けた無電柱化の目標に向けて、国や市区町村との連携を強め、3つの目的達成のために、更に安心・安全な街づくりに向けて、都道等の表通りだけではなく、分岐している内側の区市町村道や中小道路も実現するよう要望します。 7 東京都で定めている事業所税は、都市計画税や固定資産税と重複負担になっており、徴収方等は地域で違いが有るものの、新規開業や雇用創出の阻害要因にもなり得ます。すでに本税の目的は達成されており廃止するよう要望します。 事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市だけで課税される市町村税で、都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が目的税として課税しています。 その税率水準等は、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられています。 都市整備については、その目的はほぼ達成され、また、行政サービスとの関係での租税負担は事業税に織り込まれており、床面積を課税標準とする資産割については、固定資産税及び都市計画税、従業者割については外形標準化された事業税と二重課税になっています。 また、政府で推し進める好循環実現についても、資産割や従業員給与割を納税義務者としている限りは、事業者が設備投資や従業者の賃金の引き上げにも影響を及ぼすことが想定されるので、事業所税を廃止するよう要望します。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 6 年度

(公財)東京都生活衛生営業指導センターが
行う事業に関する要望書

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都渋谷区広尾 5－7－1

(公財)東京都生活衛生営業指導センター
理事長 工 藤 哲 夫

(公財)東京都生活衛生営業指導センター

会 員 団 体

東京都鮪商生活衛生同業組合	理 事 長	浅 野 哲 哉
東京都麺類生活衛生同業組合	理 事 長	田 中 秀 樹
東京都中華料理生活衛生同業組合	理 事 長	山 本 富司安
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	理 事 長	原 口 悟 郎
東京都料理生活衛生同業組合	理 事 長	三 田 芳 裕
東京都飲食業生活衛生同業組合	理 事 長	堀 込 一 之
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	理 事 長	本 間 修
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	理 事 長	鈴 木 章 夫
東京都食肉生活衛生同業組合	理 事 長	宮 本 重 樹
東京都氷雪販売業生活衛生同業組合	理 事 長	福 島 美 男
東京都理容生活衛生同業組合	理 事 長	稲 葉 孝 博
東京都美容生活衛生同業組合	理 事 長	金 内 光 信
東京都興行生活衛生同業組合	理 事 長	菅 野 信 三
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	理 事 長	工 藤 哲 夫
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	理 事 長	佐 藤 明 弘
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	石 田 眞
東京都クリーニング生活衛生同業組合	理 事 長	森 鉄 雄

要望の要旨

平素から、（公財）東京都生活衛生営業指導センターの事業につきまして、格別のご理解、ご支援をいただき、御礼申し上げます。

私どもの団体は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された公益法人です。

生活衛生関係営業における経営の安定化・健全化等を通して業の振興を図り、衛生水準の維持向上及び消費者利益の確保のための各種公益目的事業を行っております。

生衛業の経営環境は、これまでの厳しい状況に加え、３年以上に渡る新型コロナウイルス感染との戦いがあり、さらにウクライナ情勢等によるエネルギー市場、原材料の価格高騰により、より一層厳しい経営状況が長く続いていくと危惧されます。

この状況において、生衛業の振興及び衛生水準の向上を図るための事業は、営業者はもとより消費者からも期待され、事業の充実がより求められています。

東京都におかれましては、当指導センターの機能の一層の充実を図るためのご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

1 生活衛生関係営業対策事業費補助金及び生活衛生営業振興事業費補助金の確保について要望します。

東京都生活衛生営業指導センター（以下、「指導センター」という。）は、国庫補助基準に基づき、都から補助金を受け、経営指導員による生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）に対する衛生施設の維持・向上、経営の健全化等の相談・指導や関連する事業を通じて、生衛業の衛生水準の確保及び経営の安定化のための振興を図っており、都民の日常生活に大きな役割を果たしております。

あわせて、東京都からの単独補助金により、生衛業の情報化支援、経営改善のための経営相談、異業種との連携による新たな営業の展開を図るための支援等、生衛業の振興・経営の健全化を図るための事業を行っております。

生衛業を取り巻く経営環境が依然として厳しいなかにおいて、各生活衛生同業組合からは、指導センターに対して各種事業の一層の拡充についての要望が挙げられております。

つきましては、指導センターの運営費、事業費の約８０％が国及び東京都からの補助金で賄われていることから、生衛業の更なる振興を図るためには補助金の確保が必要不可欠であり、これまで指導センターが果たしてきた役割を今後も適正に執行できますよう、補助金の確保について特段の配慮をお願いします。

要 望 事 項

2 経営指導員の体制強化を要望します。

東京都内には、生衛業施設が約23万施設あり、全国施設数の10パーセント以上を占めています。

このような状況下において、当指導センターの経営指導員は、生衛業への経営指導や地域生活支援事業・感染症対策事業を始めとした都民の健康・福祉の向上のための多くの東京都補助事業（国庫補助対象事業及び東京都単独補助事業）を実施しています。

しかしながら、当指導センターの経営指導員は、国庫補助要綱により、定数が4名と査定されており、各事業予算の工夫により嘱託員や臨時職員を雇用する中で、日常業務に何とか対応しているのが実態です。

つきましては、指導センターが、その役割を適正に発揮するためにも、都の実態に即した経営指導員の配置・拡充について国に働きかけるなど、都としても経営指導体制強化に向けた配慮をよろしくお願いいたします。

令和 5 年 1 2 月 7 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京納税貯蓄組合総連合会

会長 近藤 忠夫

令和 6 年度東京都予算等に対する要望書

令和 6 年度東京都予算等に対し、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度東京都予算等に対する要望内容

1【概 要】

- 東京納税貯蓄組合総連合会（以下「東総連」という。）は、納税貯蓄組合法（昭和26年4月10日施行、法律第145号）に基づき、納期内納税を目的として、昭和31年5月に創立した公益団体です。
- 我が国において、戦後の混乱期には、「税金を納める余裕のない人」、「納税の重要性を理解しつつも、一時に納税することが困難な人」等が多く存在し、国や地方を立て直すために必要な財政の健全化が危ぶまれていた時期がありました。このような時代背景の下に、納税秩序を回復し、租税の容易かつ確実な納付を促進するために、納税貯蓄組合が結成された経緯があります。東総連においても、創立の当初は、主に、納税準備預金等を活用した納税資金の貯蓄を会員に普及することなどを通じて、納期内納税の実現に努めてまいりました。
- その後、経済の発展と振替納税など多様な納税手段の普及を受けて、納税貯蓄組合の役割も時代に対応して変化してまいりました。現在は、税務行政に対する自発的な協力団体として、納税道義の普及と自主納付制度の確立に向け、地域に根差した納税キャンペーンや、次世代を担う若者への啓発活動、会員に対する実践的な研修など、税に関する広報・教育を中心とした公益性の高い活動を幅広く展開することにより、国及び地方の税務行政の円滑な推進に貢献しております。こうした東総連のこれまでの活動は納期内納税の考え方を広く社会に定着させる一助になったものと自負しております。
- 租税は、我が国の国土の発展と繁栄を根幹で支える行政活動の源泉であり、社会に必要なサービスの提供など、その使い道を自らが決める民主主義の原点です。納期内納税は、まさにそれらを体現するものとして、現在及び将来の、国並びに地方自治体の財政基盤の安定を図る上で極めて重要と考えます。東総連は、これからも傘下の48地区連合会、15万人の会員が一丸となって、税務当局と緊密な連携を図りながら、納税貯蓄組合法の本旨に基づき、納税道義の普及と自主納付制度の確立に資する取組みを、今まで以上に進めてまいりたいと考えております。

2【活動内容】

○東総連は、現在、次のような活動に取り組んでおります。今後も、納税道義の普及と自主納付制度の確立に資する取り組みを、今まで以上に進めてまいります。

(1)中学生の「税についての作文」事業

中学生が、税に関する作文を書くことを通じて、税について関心を持ち、正しく理解を深めることを目的に、昭和42年から国税庁との共催により実施し、令和5年度で第57回。東京都からは都知事賞(1編)・主税局長賞(3編)を贈呈。初期の作文世代が親となり、子と体験を共有出来ることなどから、親子間のコミュニケーションツールとしても好評。

- ・ 令和5年度応募実績:685校、66,288編
- ・ 令和4年度応募実績:677校、68,042編
- ・ 令和3年度応募実績:673校、67,135編

(2)納期内納税推進キャンペーン

納税資金の備蓄、納期内納税、振替納税制度、電子申告・納税(e-Tax及びeLTAX)など多様なテーマについて地域に根差した会員が近隣住民など身近な都民を対象に税務情報を発信。

- ・ 令和4年度実績:47地区連、延べ約150日
(月単位で長期間作文やポスターを展示する等の取組を除く)

(3)キャッシュレス納付の推進

キャッシュレス納付は、社会のデジタル化を通して、国民や企業の利便性向上を図る有意義な施策である。東総連では、令和3年度からキャッシュレス納付を重点事業に位置付け、加盟する48地区連で、普及・拡大を推進している。

令和5年度は、11月に東京都とキャッシュレス共同推進宣言を行った。今後は、この宣言を契機に、ダイレクト納付やインターネットバンキングからの納付、スマートフォン決済アプリによる納付など、多様なキャッシュレス納付を推進するための広報活動により一層積極的に取り組んでいく。

(4)会報「東総連」の発行(年2回)

東総連では、年2回(春号、秋号)、各2万部を発行しているほか、各地区連でも年1~2回発行。会員に対する税務情報の発信のほか、新規組合員獲得のためのツールとしても活用。

(5)税務情報PR用グッズの作成・配布

「納税は簡単便利なキャッシュレス」など納税の標語を刷り込んだグッズ等を東総連で一括して作成し各地区連合会に配布。税務広報チラシと組み合わせ、地域の区民まつりや市民まつり、産業祭、農業祭など、様々な機会に都民に配布し税知識の普及と納税思想の高揚に活用。

(6)納貯組合員を対象とした税務研修会等の開催

東総連では、次代の納税貯蓄組合を担う人材を対象にしたリーダー研修会などを年3回実施。各地区連では、より実践的なテーマによる研修を年1～2回実施。

3【要望内容】

- 東総連は、会員のボランティア精神に支えられた団体です。今後も、納税意識の高揚と着実な納税に資する取組みを、今まで以上に進めてまいりたいと考えております。
- 本年5月、新型コロナが5類に移行したものの、インフルエンザなどの感染症は例年になく増えています。本年度は感染症への警戒を怠ることなく、街頭や区・市の祭りなどのイベント会場でのキャンペーン活動を行ってきました。併せて、行政機関の窓口や商店街の店頭にリーフレットを配置し、町会や自治会の掲示板にポスターを掲出するなど、時代にふさわしいキャンペーン手法も考えながら、活動に取り組んでまいりました。
- こうした中で欠かせないのは、団体の活動を支える財源の確保です。東総連では、これまで「納貯共済保険」制度を導入し受託会社である生命保険会社から保険手数料収入を得るなどの工夫を行ってまいりました。しかし、平成26年3月末の業務契約の終了をもって、自主財源の太宗を占めていた保険手数料収入を失うことになりました。
- 現在は、役員等への会費や賛助金の導入に努めるほか、会報への広告料収入や小口の保険手数料収入の獲得など、自主財源の確保に努めているものの、東京都からの補助金収入が東総連の活動を支える主要な財源となっております。
- 自主財源が減少している厳しい状況の中、自らも財政基盤を確立する努力を継続していく一方で、今後も地域社会とともに歩き、納税道義の

高揚に努め、国家、社会に貢献する団体として活動出来るよう、引き続き、東京都からの補助金を継続して措置していただけますよう要望いたします。

< 参 考 >

令和 4 年度補助金額：41,023 千円

令和 3 年度補助金額：41,546 千円

令和 2 年度補助金額：38,977 千円

令和5年12月7日

東京都知事

小池百合子様

令和6年度東京都予算に関する
要望書

一般社団法人 東京青色申告会連合会

会長 相原 博

要	望	事	項
I 固定資産税及び都市計画税の減免措置の継続について			
1 要望の要旨			
(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置について、令和6年度以後も継続する。			
【現状】 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。			
(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置について、令和6年度以後も継続する。			
【現状】 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。			
(3) 商業地等に対する固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限を、65%に引き下げる減額措置について、令和6年度以後も継続する。			
【現状】 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。			

令和5年12月7日

東京都知事
小池 百合子 様

東京税理士会
会長 足 達 信 一

要 望 書

東京都予算に対する団体要望として、下記のとおり要望いたします。

記

1. 法人住民税・事業税のクレジットカード納付について

令和5年4月以降にeLTAXから納付できるようになったとのことですが、非常に使い勝手が悪く、納付が完了したか確認できない。国税のクレジットカード納付と同じレベルに利便性を上げていただきたい。

2. 電子納税の推進による税理士のリスクへの配慮

電子納税の手続きを税理士が代理受任する場合は、操作忘れや操作ミスにより納税が期限内に完了しなかった場合に、延滞金等の負担について損害賠償リスクが伴います。よって、電子納税の普及を推進するためにも、税理士が納税手続きの代理業務を行わずに電子納税が完結するよう改善をお願いしたい。

例えば、①税理士が電子申告業務を代行し、メール等で事業者に連絡し、納税者がスマホ等で簡単にダイレクト納付の操作をできるようにシステムを改善すること。②所得税の振替納税制度のように、一定の期日を伸ばして指定口座からの自動引き落としとする。などが考えられます。

3. デジタルデバйд対策

東京都が牽引する行政サービスの変革において、電子申告・電子納税の進展が期待されますが、急速なデジタル化オンリーにより高齢者等の納税者が取り残されないよう配慮が必要と考えます。実務的な視点からの税務行政におけるデジタルデバйд対策の策定をお願いしたい。

4. 法人設立3年から5年程度法人住民税（所得割及び均等割）の免除若しくは減免について

設立直後に利益が出て納税となったとしても、事業税率、法人住民税率、均等割額を通常の半分から3分の2程度に減額していただきたい。また、利益が出るまでは均等割額も免除若しくは減免していただきたい。

5. 法人設立5年間の固定資産税（償却資産）の免税について

新規設立法人が、製造業等の設備投資を行わざるを得ない事業の場合、固定資産税（償却資産）の負担は少なからず大きいことから、法人設立5年間の固定資産税（償却資産）を免税していただきたい。

6. 固定資産税及び都市計画税に係る東京都独自の軽減措置の継続について

コロナ禍中に受けた融資の返済も始まり、また、物価高により以前にも増して小規模事業者の経営環境が悪化しています。以下の軽減措置が廃止されると小規模事業者の経営や生活に重大な影響をもたらしかねず、事業承継が困難になる状況です。来年度以降も引き続き軽減をお願いしたい。

- ①小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- ②小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する軽減措置
- ③商業地等の固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置